



目次	ページ
告示 (口頭による開示請求を行うこと ができる個人情報)の一部改正 字の区域及び名称の変更の届出	(県政情報課) (市町村振興課) 1
生活保護法による医療機関の指定	(国保福祉指導課) 1
生活保護法による介護機関の指定	(") 1
生活保護法による指定介護機関の廃止 の届出	(") 1
生活保護法による指定介護機関の休止 の届出	(") 2
地方卸売市場の卸売業務の廃止の届出 の受理	(園芸流通課) 2
保安林の指定予定の通知 (3件)	(森林整備課) 2
道路の区域変更	(道路課) 3
道路の供用開始	(") 3
公告	
特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請	(生活・社会 づくり課) 3
所在不明の貸金業者の登録の取消し	(金融・産業 保安課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
高知県選挙管理委員会告示	
告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	3
政治団体設立の届出	4
政治団体異動の届出	4
政治団体解散の届出	5
資金管理団体指定の届出	5
資金管理団体異動の届出	5
資金管理団体指定の取消しの届出	5

告 示

高知県告示第567号
平成13年12月高知県告示第687号 (口頭による開示請求を行う

ことができる個人情報)の一部を次のように改正する。
平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎
表中「総合得点、教科別得点及び順位」を「総合得点、個別試験の得点、本学が利用した大学入試センター試験の教科別得点及び順位。ただし、順位については、合格者のものを除く。」に改める。

高知県告示第568号
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成14年10月25日
高知県知事 橋本 大二郎
字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番 区 域	大 字	字
入 澤	道 又 ゲ	3の5、3の6、4の2、7の2、7の3、8の1、8の2、9の3、9の4、10の4から10の6まで	岩目地	土居屋敷
岩目地	八本松ノ前	1359の2		砂 田
	タブノ本	1677		杉ノ鼻
本 郷	藤 石	2102の4、5399の2、5400の2	本 郷	六 反 田
	岡 端	2245の16、2247の口、5401の2、5402の2		

備考 この表に表示されている区域に隣接し所在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

高知県告示第569号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 指定年月日

有限会社メディ
ファ長山薬局落 須崎市多ノ郷字浜田甲5748 - 2 平14・9・2
合店
武 政 薬 局 " 西古市町5 - 36 " " "
有限会社レイホ
ク薬局 長岡郡本山町本山580 - 1 " " 30
高知県告示第570号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者 (開設者) の 名称及び主たる事務 所の所在地	事業所 (施設) の名称、 所在地及びサービスの種 類
平成14年9 月20日	西村景介 高岡郡東津野村芳生 野甲117	あい薬局 高岡郡構原町川西路2307 - 2 居宅療養管理指導

高知県告示第571号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成14年10月25日
高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者 (開設者) の 名称及び主たる事務 所の所在地	事業所 (施設) の名称、 所在地及びサービスの種 類
平成13年12 月31日	山本敏雄 香美郡土佐山田町東 本町二丁目1 - 47	山本眼科 香美郡土佐山田町東本町 二丁目1 - 47 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成14年7 月9日	稲垣進 安芸市本町二丁目6 - 14	イナガキ薬局 安芸市本町二丁目6 - 14 居宅療養管理指導
平成14年7 月31日	松永おりえ 安芸市本町四丁目2	益田薬局 安芸市本町四丁目2 - 27

- 27

居宅療養管理指導

高知県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の休止について次のとおり届出があった。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

休止年月日	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称、所在地及びサービスの種類
平成14年7月21日	医療法人岩河会 香美郡土佐山田町百石町二丁目4-20	さくら訪問看護ステーション 香美郡土佐山田町百石町二丁目1-50 訪問看護

高知県告示第573号

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第7条の規定に基づき、平成14年10月9日をもって次の地方卸売市場の卸売業務の廃止の届出を受理したので、同条例第26条第3号の規定により告示する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

卸 売 業 者			市 場		
許可番号	名称及び代表者名	住所	名称	所在地	取扱品目
39	株式会社幡多中央青果市場 代表取締役 溝淵美南男	中村市佐岡 499番1	地方卸売市場 幡多公設地方卸売市場	中村市佐岡 499番1	青果部

高知県告示第574号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町内京坊字ヨコクボ880の41、字スミガクボ881の口、881の八、字クマノス882のイ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第575号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
香美郡香北町岩改字継木1826、1831の口、1835の2、3138の1、3138の2、3139の1、3139の2、字櫛ヶ谷2154、3193、3194の1から3194の3まで、3195、字造座2155の1、2156から2160まで、2164、2165、2167の4、2169、字上造座2171の1から2171の3まで、2172、2173、2175の1から2175の4まで、2176、2177の1から2177の4まで、2178から2181まで、2183、2184のイ、2184の口、字丸山2185、2186、3205、3206、字奥木屋ヶ谷2196、2199、3209の1、3209の2、3210の口、3210の1、3210の3、3211、3212のイ、3212の2、3213、3214の口、3214の八、3214の二、3215、3216のイ、3216の口、字上木屋ヶ谷2202、2203、2206、2210の1から2210の3まで、3217のイ、3217の口、3218、字木屋ヶ谷2212、2213、2215の1、2215の2、2216、3220の1、3220の3、3221から3223まで、字横遠2218の1、3224、3225の1から3225の3まで、3228の3、3230の1、3230の2、3230の6、3231の1から3231の3まで、字植松谷2238の1、3233の1、3233の2、3233の5、3233の6、字天狗岩2260、3247、3248、字日浦谷2263、2264、2266、2268から2272まで、3252、3253、3254の1、3254の口、3254の八、3254の二、3254の5、3255、3256、字櫛ヶ谷前2286、2292、字久礼石2373、2374、3279、3283、3285の口、字小佐古2422から2424まで、3309の2、字セリコミ2536から2539まで、3332のへ、

- 3333のイ、3333の二、3333の2、3333の3、字落合ノ上3072のイ、3073、3074の1、3075から3078まで、3079の八、3079の二、3080、字タキグラ3083、3088から3090まで、3092、字大平3119から3122まで、3123のイ、3123の口、3123の八、3123の二、3123のホ、3124の1、字サルウチノ岡3134の口、3134の二、3134のホ、字継木ノ奥3141のイ、3141の口、3142、3143、3144のイ、3144の2、3145、3146の5、3146の二、3146のへ、3146のト、字文臺ノ岡3174の1、3174の2、3175から3179まで、3183、字造座ノ岡3196の1、3197、3198、3199の1、字奥荒田3238、3239のイ、3239の口、3239の二、3239のチ、3239の3、3239の10、3239の13、3241、字荒田3243・3244合併口、字植松3245のイ、3245の八、3245の6、3245の8、3245の13、3245の15、字名邊良3257、字尻高3265の1、字登ノ奥3270の1、3270の口、3271の1、3273、3274の1、字登ノ谷3278のイの2、3278の口、字久礼石ノ岡3287から3290まで、3291のイ、3291の口、3292、3293、3296、3297、3298の1、字新山3335の口、3336、字丸瀧3353、3354、口西川字宇津賀1039、1040、2211、2214から2216まで、字北大平1122、2232、2233、2234の1、2236、2237、2243の1、2244の1から2244の3まで、字藤ヶ森2264、2265の1、2265の2、2268、字志多ヶ森2270、2282、2283、中西川字下モ馬床3039のイ、3039の口、3040

- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び香北町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第576号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡吾北村小川縦ノ木山字八幡981、982、984、1016、4364、4367
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び吾北村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
高知県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成14年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県伊野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	新 旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡吾北村小川新別字大屋敷2501番3地先から	新	A	3.50 }	1,046.50
		B	6.00 }	
吾川郡吾北村小川新別字西本村1363番2地先まで	旧		3.50 }	1,046.50
			12.20	

高知県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成14年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県伊野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡吾北村小川新別字大屋敷2501番3地先から 吾川郡吾北村小川新別字西本村1363番2地先まで	1,095.00	平成14年10月25日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成14年9月18日から2週間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成14年10月16日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年9月18日	特定非営利活動法人春野町高齢者福祉をすすめる会	中谷 義一	吾川郡春野町西畑2680番地	この法人は、高齢者、要介護者等に対して、生きがい活動、介護予防啓蒙活動、生活支援活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条

の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

商号又は名称 トーエイファイナンス
登録されている営業所 高知市神田2395番地3
等の所在地

代表者又は責任者名 川村 立春

登録番号 高知県知事(N1)第01348号

登録年月日 平成12年9月27日

行政処分の年月日 平成14年10月15日

行政処分の内容 登録の取消し

適用条文 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成14年10月25日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年9月12日 14高都計第495号	南国市植野字田中153-10、153-19	高知市長浜664-11 楠瀬 益弘 高知市福井町2135-7 楠瀬 建紀 高知市日の出町8-3 岡林 純代
平成14年7月30日 14高都計第292号	南国市前浜字中屋敷447-1の一部	南国市前浜163-2 高木 正行 高木 博子

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第64号

平成14年10月高知県選挙管理委員会告示第70号の一部を次のように訂正する。

平成14年10月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 定例報告の5203(2) その他の政治団体の収入・支出とも0の団体の項中

「野本力男後援会 平4・3・31
浜のりし後援会 平4・1・9」

を
「浜のりし後援会 平4・1・9」
に訂正する。

5 解散にかかる報告の(2) 平成3年解散のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の項中

「中平久美後援会 平4・5・13 平3・1・1から
平3・12・31まで」

を
「中平久美後援会 平4・5・13 平3・1・1から
平3・12・31まで

野本力男後援会 平4・3・31 平3・1・1から
平3・8・1まで」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成14年10月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高橋忠男後援会	吉本 岑生	上田 龍二	吾川郡春野町西分55-1	平14・9・3
上田こうたろう後援会	南部 憲一	山西 奈緒美	高知市西秦泉寺384-7	平10
松木健二後援会	中山 恭一	松木 俊憲	吾川郡伊野町藤町3	平11
野本力男後援会	土居 孝則	野中 洋史	吾川郡春野町秋山1414	平12

青空会	上田 貢太郎	山西 奈緒美	高知市西秦泉寺384-7	平11	平11
高野光二郎後援会	高野 光二郎	木村 昌之	高知市高埴字中高埴98-1	平11	平11
下元昇後援会	古谷 都夫	下元 薫	高岡郡窪川町北琴平町2-1	平13	平13
門明ひろつぐ後援会	門田 勝喜	徳弘 秀綱	長岡郡大豊町杉下久保739	平19	平19
岡田良成後援会	岡田 良成	岡田 スミ	吾川郡吾川村森山550-12	平20	平20
くにさわ広彦後援会	松田 幸弘	森崎 俊二	吾川郡春野町弘岡中57-25	平11	平11
西森雅和後援会	西森 雅和	西森 美香	高知市高須1859-2	平27	平27

高知県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成14年10月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	公明党衆議院小選挙		笹岡 博之		平14・9・

異動後	区高知第1総支部	異動なし	高松 巧執	異動なし	平17
異動前	自由民主党室戸市支部	異動なし	谷口 耕一	異動なし	平24
異動後			山田 勝利		

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	やさしさに出会える元気都市・高知をつくる会	異動なし	異動なし	高知市高見町94	平14・9・3
異動後				高知市升形5-35	
異動前	堀内義弘後援会	岩崎 晴功	異動なし	吾川郡春野町東諸木3440	平11
異動後				宮地 永一	吾川郡春野町東諸木3349-3
異動前	元気な県都をつくる会	異動なし	異動なし	高知市本町五丁目6-35	平11
異動後				高知市升形5-35	平11
異動				高知市本町五丁目	

前	松尾徹人後援会	異動なし	異動なし	6 - 35	"	"
異動後				高知市升形5 - 35	"	"
異動前	WWW.(ウィッチフルワールド)	異動なし	異動なし	異動なし	"	"
異動後	窪川町に女性議員を増やす会				10	"
異動前	石田のりとし後援会	異動なし	笹岡 博之	異動なし	"	"
異動後			石田 幸雄		17	"
異動前	博議会	異動なし	広瀬 成人	異動なし	"	"
異動後			大崎 雅章		"	"
異動前	博洋会	異動なし	武井 正寛	異動なし	"	"
異動後			大崎 雅章		"	"

高知県選挙管理委員会告示第67号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。
 平成14年10月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 その他の政治団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
野本力男後援会	吾川郡春野町秋山1414	川島 照男	解散	平14・9・12
石田のりとしを励ます会	高知市城北町10 - 2	松原 敏夫	"	" 17
國澤広彦後援会	吾川郡春野町弘岡中57 - 25	森崎 俊二	"	" 20

高知県選挙管理委員会告示第68号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。
 平成14年10月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
上田 貢太郎	高知市議会議員	青空会	高知市西秦泉寺384 - 7	上田 貢太郎	平14・9・12
西森 雅和	高知県議会議員	西森雅和後援会	高知市高須1859 - 2	西森 雅和	" "

高知県選挙管理委員会告示第69号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。
 平成14年10月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

区 分	候補者氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	松尾 徹人	異動なし	元気な県をつくる会	高知市本町五丁目6 - 35	平14・9・3
異動後				高知市升形5 - 35	

高知県選挙管理委員会告示第70号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
 平成14年10月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
菅原 美香	参議院議員	菅原みか後援会	高知市本町四丁目2 - 39	菅原 美香	平14・9・26